

長監査第 41号
令和7年2月20日

長 泉 町 長 池 田 修 様
長泉町議会議長 下 山 和 則 様

長泉町監査委員 村 田 正 志

長泉町監査委員 井 出 春 彦

令和6年度財政援助団体等監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、令和6年度財政援助団体等監査を下記のとおり実施したので、結果を通知します。

記

1 監査の対象及び実施日

実施日	団体名称	区 分	所管部課
令和6年 11月18日 (月)	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会	財政援助団体	福祉保険課
		指定管理者 (指定管理施設) 福祉会館 在宅福祉総合センター	
令和7年 2月18日 (火)	(代表団体) 株式会社 SBSプロモーション	指定管理者 (指定管理施設) 文化センター	生涯学習課

2 監査の範囲

令和5年度、令和6年度（社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会は9月末、（代表団体）株式会社SBSプロモーションは12月末までの間）に執行された出納、その他の事務事業で、財政援助（補助）団体については本町からの補助金交付に係るもの、指定管理者（公の施設の管理団体）については公の施設の管理運営に係るもの。

3 監査の方法

監査の対象及び監査の範囲とした団体の事務が適正に執行されているかについて、あらかじめ提出を求めた事業報告書、決算書等の資料の事前審査、並びに提出資料をもとに、抽出により諸帳簿等の関係書類について監査するとともに、関係者から説明を聴取した。

また、所管課における補助金、指定管理費の交付等の事務手続、指導監督等が適切に行われているかについて監査を実施した。

4 監査の結果

財政援助（補助）団体については、監査の対象期間に執行された出納処理、事務事業、補助金交付に係る事務は、概ね適正に執行されていると認められる。

また、指定管理者については監査の対象期間における施設の管理運営に係る事務は概ね適正に執行されており、所管課についても指定管理制度における事務手続、指導監督等について適切に処理されていると認められる。

【指摘事項】

該当事項なし

【意見・要望事項等】

詳細については、各団体へ直接通知するものとする。